

研究通信

№ 25

1957年11月刊

村落社会研究会事務局

大阪市住吉区
大阪市大社会学
研究室 内

第五回大会を迎えて

年一回の本会の大会も五回目を迎え、来る十一月二三、四日に開催することになりました。本年度大会は、関係学会と切離して単独で行うこと。会期を二日に延長し、自由課題報告とシムポジウムをこころみること。録音機で録音し、録音した行き方を取ることなどになりました。本会の設立の趣旨が自由な研究者の交流におかれては、ことを思い出すと、今年度の大会あたりを契機として清新な発展の方向をより一層強くおし進めたいものだと感じます。さいわい二日にわたる報告者も会員のみに超過するほど集まり、会場その他も関係者の尽力で見通しがつきました。後は活潑な報告と討議が成果を納めることを願うのみです。地方からも研究多数の出席者の通知が集まっておりますが、旅費などを都合してわざわざ参加される甲斐がある機会、ふだん通信紙上では尽くせない意向をこの機会に隔意なく語り合つて下さい。

大会の日程は次の通りです。

第五回 大会 次 第

第一日 十二月二十三日(土) 於東京大学法文経二〇号館 三六

香飯屋

研究発表 午前九時三〇分—午後五時三〇分

閉会 本学 喜多野清一

1. 資本主義の発達と農業労働力 森村 啓 (産直会)

2. 村落社会におけるマイグレーションの類型について 田野崎昭夫 (東北大学)

3. 一定産物産村とその構造 (昼食休憩) 中野 卓 (東京教育大学)

4. 日本農村の集団異質構造——宝塚市農村調査を中心に (休 憩) 余田博通 (関西学院大学)

5. 封建村落の崩壊過程——信州諏訪今井村について 矢木朋夫 (東北大学)

6. 農家の兼業化について 常盤政治 (慶応大学)

7. 農民の価値観 川越淳二 (愛知大学)

8. 報告時間一人当り三〇分、質疑討論一五分、昼食休憩一時間

第二日 十一月二十四日(日) 於学士会館別館(東大赤門内)

1. シムポジウム「後援農村の定説」午前九時半—午後四時

2. 家族の部 司会 有賀喜左衛門 中野崎昭夫

報告(問題提起) 小山 隆 (都立大学)

報告(問題提起) 竹内利美 (東北大学)

(昼食休憩)

2. 村落の部 司会 中村吉治 福武直 中野崎昭夫

報告(問題提起) 安孫子嗣 (東北大学)

報告(問題提起) 後藤和夫 (愛知学芸大学)

(休 憩)

3. 総括討論 司会 第一日、第二日の司会者全員

○各部門毎に、報告一人四〇分、質疑一〇分討論合せて六〇分

総括討論九〇分、昼食休憩一時間

三. 懇談及び懇親会 午後五時—午後七時

大会参加費五〇円 懇親会費二五〇円

報告日程がまつておりますから参加者は時間厳守をお願いします

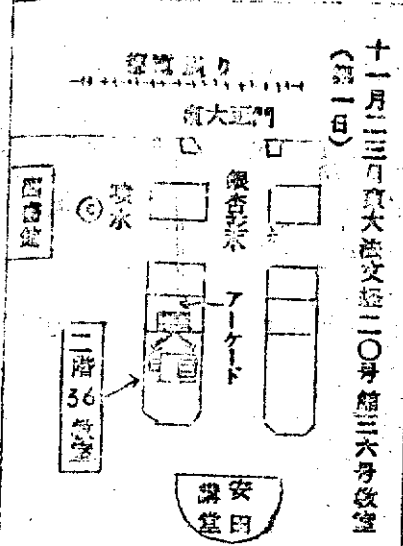
〔F R A D〕

本年度は多数会員の賛同が得られ、

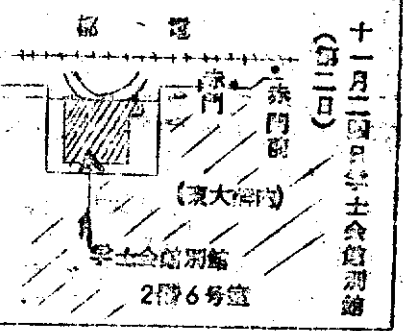
例年より時間短縮を計りつつありますが、新年度の準備が急務であらうと、金の運用について努力をお願いします。今年はじめの試みであるシムボジヤ人は三選にわけ、まず秋葉の部、村野の部でそれぞれ懇話会に話し合ひ、起の意味で報告があります。これに対し、若干質疑の後、一般討論を行います。二の準備討論は前の討論の集約並びに、第一、自由出版報告を含めての大会議案の検討のために行うもので、特に活版自由出版をめぐってあります。尚委員より報告(問題提起)等に対してあらかじめ意見を述べられる事案や討論項目についての意見は、なるべく早く、事務局宛に連絡して頂ければ報告を司会者にお伝えできると幸いです。御意見のある方はどしどしお寄せ下さい。

(会場内蔵)

(事務局 事務局)



十一月二十三日 前大正門二〇号館三六号教室 (第一日)



十一月二十四日 学生会館前講堂 (第二日)

○青森県兵市(宮城県)

1 本年度のテーマは結構しかし農村部会と漁村部会に分けて同一テーマの比較研究はいかまでしょうか。2 村野が食料であつては農村を研究している者に入会の意味がなくなりませう。

○原 宏(八幡市)

労働賃金の問題提起者、発言者、討論スケジュール等の予定を精査して下さい。それによつて討論参加の人数を工夫して下さいます。テーマとコーディネーターを指定して先例にならつて通風の別を出すようにして下さい。

○高野史男(同前)

出席者だけ討論に充分の準備をとつて、ある程度まとまりをつけるようにして下さい。

○京谷清次(札幌市)

社会学大会と同様した

のは要成。新しい性格の研究会として準備を期待する。

○中村治兵衛(福岡市)

小学生は目下中韓の家業村落と日本のそれらとの異同を考えています。比較人類学的方法というか、そうした方談論についての理論的研究を最近痛感しています。

○松井徳太郎(東京都)

「年報」中学界動向は、極めて興味深い「兵科学」を入れて頂いたら存難いと思ひます。

○吉沢四郎(東京都)

二二二号の会員助成は大変興味深く見ました。是非来年もやつて頂きたいと思ひます。

○原田治郎(第二四号の森岡氏の提案)

第一の点私共山の小果にいますと仲間も少いのですが他地区の協同研究会に刺激されるでしょう。第二の点協同部で御苦労でもお察します。第三の点も何とかしたいものです。

○中田 繁(愛知県)

新発見川市) 研究通信二四号の森岡先生の三つの提案全く賛成です。特に第三の点地方にいろを醸成するので実現を切望します。

○箱山俊太郎(長野県)

森岡清英氏の提案になる雑誌出版の早い実現を希望します。予約を取つたらよいと思ひます。

○秀村進三(福岡市)

研究通信の森岡提案! 通案作成は大賛成。私たちが若い研究者が大賛成であります。

○森村謙(東京都)

社会学も必要だが歴史的分析(比較経済史的分析も含めて)も必要中長とか短長とかの概念規定も明確に。

大会連絡事項 (事務局)

一、会場設置について

本年度の大会は東京大学社会学研究所の諸見の尽力により、会場、受付、演説等の事務を引受けて頂くことになりました。大会当日は事務局として、堀武直、北川隆吉、松原治郎、蓮尾香彦、岡田恭一の諸氏が仕事に当たって頂きます。

二、総会議題について

報告討論終了後、翌年の通り総会を待ち専務、会計報告をいたしますが、特に本年は次のような議題につき委員諸氏の御考慮をあらかじめお願いしたいと思っております。

- 1 来年度開催の決定、例年大会で定めることになつていきます。文化、マス・コミ、農業、政治(選挙)、農村合作、村落団体の農村や特殊な村落々広汎に考慮するに値する問題が多いのであらかじめ検討して頂ければよいと思つています。
- 2 これに關して年初木下さんから御提案の「科学研究所申請のことも議題にしたいと思つています。
- 3 来年度年報の作成、委員の研究資料の整理と研究グループ活動の形成。
- 4 事務局設置について。事務局まわり持ちの中合意に従い、この趨勢についてお考えをお下さる。
- 三、大会参加者として、出席予定の返信を取った在京(近郊)者をのぞく委員は十月十

八日現在で次の通りです。(順序不同)

- 山田英太郎(長野) 菅原隆一郎(名古屋)
 - 中野英(愛知) 岡田隆(岡山) 中野芳彦(愛知) 齊藤隆(千葉) 向山隆彦(長野)
 - 「専修大学」(大阪) 余田博道(岡山)
 - 山本隆(鹿) 中野隆(岡山) 須谷清次(札幌)
 - 高野史男(岡山) 須賀(八幡)
 - 井森隆平(名古屋) 飯塚博久(群馬) 二宮隆雄(高知) 木下隆(仙台) 中村有海(岡山)
 - 岡田利興(岡山) 岡田開(岡山)
 - 田中隆(岡山) 尾崎隆(宮城) 中野正夫(熊本) 江馬政也(群馬) 岡田利夫(豊前)
 - 川野隆二(岡山)
- 四、本報は一般委員のほか若干部は関係研究機関にも配布いたします。大会を機会に同次の方々に学会もしくわ入会をおすすめ下さるよう委員諸氏の御協力をお願いします。(入会金なし、会費年額三〇〇円)

東京支部集会報告

十月二十一日東京支部で集会がもたれ、次の提案がよせられました。大会の日程に關する本報は事務局で予定に納入れておりますので省略いたします。(参加者 小山(隆)、石賀、竹内(野崎)、堀野、松原、岡田、北川、島崎、蓮尾、岡田、中野隆)

○大会後金の扱案

(A) 来年度大会開催地は本年度大会の状況如何による。が、日本社会学会大会が秋東京で行われることを一つの条件として考慮してよい。

(B) 来年度大会の開催 本年度大会の報告討論

から問題をしぼって行くという意見も出たが、確定するに至らなかった。

(C) 研究費補助申請の簡便は、結局文部省のそれによるほかあるまいが、委員の分掌状況にかんがみ全国的な範圍にわたることには樂觀的でない。しかし他の支部や研究グループが具体的な提案を持っては總會の議によつて村研全体の計画として支持することも一つの案である。

(D) 次期事務局は愛知(豊橋、岡崎)にお願いできないだろうか。井森教授を中心に川越後藤等の諸氏の御協力を得、要すれば通信は交替で開催して頂くのも一案ではないか

(E) 来年度年報事務を京大に移す案が教育大側より提案された

○来年度の年報編集計画案、特設「テーマ」以後十年「日本農村の变化」(仮題)内容
(1)概観 (2)家族 (3)村落構造 (4)マス・コミ
(5)町村合併 (6)農業農村 (7)農村経済
(8)農民運動 (9)農民の価値観 (10)生活改善と青年婦人運動

以上

町村合併調査と 共同体論の検討

(仙台) 鈴木 広

(1) 私共が二年半の間続けてきた、町村合併と地域社会の発達過程の調査研究がもたらした一つの成果は、新しい調査方法の探索といふことであつた。私がそれ以前に参加した農・漁村の所謂部落調査の研究とは違つて、精確に全部客の悉皆調査、部落内各集団の精密な分析をすることは技術的に不可能に近く理論的にも大した意味がないので、原本抽出や代表事例研究に強く依存することになり、しかも調査によつておこるべき地域が極めて広範にわたるのであり、その広範な対象を各側面から資料によつておさえなければならぬ。そこで方法としても統計的分析、量的処理を主とし、それを通つて質的分析にすむほかはない。勿論その場合でも、質的データの「構造分析」の視角、すなわち部落とあつて農民と農政が透過するプロセス・アブストラクトという視角は、たしかに重要であるが、そのみにとどまつているわけにはいかなかつた。部落の比重をそのように構造化させることは、従来の研究方法、成果からして、容易に帰結されることであるが、町村統合（行政機構の簡略化という意味にとらず、一応理念として合併促進法の冒頭にうたわれている意味にとつて）という場面では、どうしてもその地域全般にわたる集団形成とか問題状況、あるいは事業促進といふことが、無点にすえられてくる。例えば、部落と農民といふ

一方的な意識過程は自然前提とを無視し、しかも部落と農政・農会・各団体も新町村という進方向の力（権力はもとより）の再構成過程が、新たに考察されねばならぬ。また各種集団間の力関係が、部落という次元に対して圧倒的に複雑に多かれ少かれ都市的な性格とからみ合つて、多元的進政治社会過程を生み出す諸相が知られねばならぬのである。しかもこのような事情は大部分の事例では、極めて切実な「問題性」をばらんで動いており研究者はその解決の途を、否応なしに見つけ出すように促がされ、またそのためには町村統合そのものについて、すでに一定の態度を決定していることが不可避的に前提される。つまり単に突進を平面的に知るといふ私共のかつてのやり方では筋路がなく、しかもそういう方法に専心して来たのでは、まず心理的にゆきすぎる。突進を知ることが直ちに、この場合最終的であるよりなものととして、調査対象は生きて居る。

(2) 町村合併はこのような意味において、当面たしかに地方の治力・政治構造の再構成を強調した。その過程分析はそれぞれ特殊の諸相を示すだろが、いづれにしても権力再構成を中心として、地域社会は変革されつゝある。大きくみれば、或るこれは国家的な（道州制）側からの地域社会組織化現象である。勿論、行政上の計画化が一面的に考慮されていることは周知のところ、従つて地域社会の側でこれを受けとめる仕方には多岐なものがあるが、史的側面では統合町村を政治的・経済的にまた文化的・心理的にも、有機的に一体化することが望ましい。しかも近代の社会的諸原理はかかる有机的な一体性を破壊する方向にはたらいだものであり、「促進法」のイデオロギーが、アメリカなどの所謂コミュニティ・オーガニゼーションのそれに比して、よりドラスチックに、すなわちコミュニティ水準においてともにもむしろ国家的水準の近代化＝解体化現象にも対処するためのものであつたことも知られている。アメリカ的組織化の大衆参加という方式がとられるだけでも、あるいは事前に科学的検討を加えるだけでも、統合のために費すところは大きいであらう。被占段階における地方行政の方式には、国家にとつて戦略的意味をもつかかる計画的組織化が目立つ。それと同時に、残余の範疇としての部落の排除・解体が進み、農村政治構造の試飲化・大衆化現象がみられる。農村生活は購・組に対して制度化・団体化され、部落に対して孤立化・原子化される。そこで町村合併の面を中心として、地域社会の発達過程を攝括すれば、一方では経済的意味での近代化による地域社会の自足性の突破の方向と、他方国家的支配体制の戦略的枠組設定という制度的組織化現象とが対抗し合つており、この解体化と組織化との対抗を、地域社会がどう自己のために計画的に組織するかといふこと、またその可能性乃至歴史性の検討が、私共の意図なのであつた。

(3) こういふ意図と方法で、村落（た）から近代地域社会一般の問題として、社会を研究するには、従来達成された業績を第一に扱

討し、その整理を通して共同體論を見直さねばならない。(社会学における) 現在迄の成果をみて注意されることは、ごく少数の例外を別とすれば、アメリカにおけること、ルイラル・アーバンというような、地域社会を一貫する把握の仕方が全く欠けており、村落研究と都市研究とが全く連絡されることなしに独立して行われている事である。そしてこれは一般社会学の地域社会基礎社会の理論が実証研究に採入れられず、逆に理論は実証の努力をする態度を欠いていること、即ち理論と調査の分裂という科学以前の事象と不可分であり、「村落の日本史的特質」の故にその一般化は拒否されてきた面もある。その結果、村落研究は経済史学や民俗学的方法論に従い、前近代的村落共同體の概念を生み出し、社会学的にも部落的「自然村」の概念を生み出すという成果を挙げながらそこで停止し、共同體や部落内の精密な社会過程での前近代要素の究明に集中する傾向を示している。都市研究はそれと無関係に、都市化の測定や都市の生態、病理等の近代化現象に集中している。この意味で鈴木(栄)教授が都市の研究に着手しているという事実は注目すべきである。実際、ルイラル・アーバン・コンチニウム式の考え方に、わが国の村落研究が殆ど一顧だに与えないのは不思議である。勿論単純にそれを受けとめることは、「歴史性」という村落研究の至上命法に於けて、できない相談かもしれないが、ここに一般化的方向を導入することを当然のこととして容認するとして、私にとつて問題は、村落研究と都市研究

との中間に、中絶理論の場を求めることである。そして同時に現代の村落研究をも、前近代性の外殻からとり出して、村落共同體を區に別認すべきものとしてでなく、歴史的に実容する一般性の次元で採り上げることである。

(IV) したがつてこの問題に村落研究の側から近づく際の手がかりとなるのは、村落共同體乃至共同體の概念の検討であると思う。最近の業績として注目される中村教授の「日本の村落共同體」の意義と、村研年報「村落共同體の構造分析」とくに福武教授の著作との対比は、その意味で示唆的である。この間の事情については、私は札幌での社会学大会で報告もし、「社会学研究十四号」に意見をまとめておいてあるから、ここで詳しく言ひ直すまでもないと思う。要點と結論だけを箇条書きにして次に述べることにした。

(1) (経済史的立場) 中村教授の前近代的・同族の家連合體共同體を生産關係として経済学的にとらえ、生産力の発達を標杆として共同體の家連合の分化・解体近代家族の独立、という法則的認識が一方にあり、他方、(2) (社会学の立場) 鈴木(栄)教授の第二社会地区、つまり部落という地域的範圍における諸集團・諸關係の累積の事実にもとづく精神としての村の自律的機能を本質とする自然村としての村落の静態的認識とがあり、(3) 前者は一向において大塚教授の「共同體の基礎理論」でもあり、一般に経済史学に共通の方向的認識であるが、後者は多分に形式社会学的状況的認識であつて、両者を簡単に調

停、妥協させることは不可能である。(4) むしろ私は兩者の立場を、福武教授の考え方をあつげることによつて求めたい。觀念ながら福武教授がその立場に成功しているとは思われないが、その挫折の原因は、村落共同體をルイラル・アーバン・コンチニウムの歴史的特殊な形態(地域社会)と規定しながら、共同體的規制を地域社会的規制(拘束)とは論理的に異質のものとして規定し、はじめ妥協させようとした共同體とコンチニウムを、かえつて峻別することになつている点にある。つまり共同體の「規制」概念としての経済史的・歴史的規定と、「地域」概念としての理論的規定とを綜合せずに混同しているからである。これは単に言葉の問題だとは思えない。村落共同體がコンチニウム(地域社会)の一存在形態であれば、共同體規制は地域社会的規制の一存在形態の筈で、そうしてこそ、規制概念としての共同體と、地域概念としての共同體が一致して論定されるものであろう。してみると福武教授は不十分ではあつたがその一致を正確に許容していたものと推察されるわけであつて、普通この整理をしないうちに、「地域」を單純に没社会的なものと思ひ込んだり、それによつて共同體の「歴史性」が剝奪されると考へたりするのは、むしろソシオロジ・フ

ォービアの一症状というべきである。(5) つまり私は、(1)共同體論を地域社会論として構成し、(2)それによつて都市研究を含む社会学一般理論との關係を保ち、(3)経済史乃至歴史的分析を行うことができ、(4)部露を越える尚ほの突進研究にも指針を与えることが

できると思つたのである。極めて平凡にして組織な「母家制」になつたが、与えられた紙數十枚を裏返しそつになつてきたので、後半版尾をしてしまつたが、これ以後のことについては、共同修論の検討に原典をおいた私の前記論文をおわせ判読して頂ければ幸である。それをもう一度くりかえす必要はないと思つて、こゝでは「検討」の前提事情を強調する結果になつた点をおわびしておく。

対島の村 —上県郡船越村緒方

(大阪) 平山敏治郎

緒方は船越村の南端にある。三浦湾の南岸に北へ開いた緒方浦の奥に位置し、紺野嶽の麓に当る。後巻の記録では調査時の昭和二六年現在で、戸数四九、人口二九七内男一四三、女一五四となつていたが、実際の居住者は本戸百陸二戸、名子五戸、および寄留一〇戸であつた。寄留には本戸の分家で名子孫を持たぬ者や他村から入つて村の娘を娶にした者があつた。そのうち一部の者は村をやや離れた所に住んでゐる。分家寄留には桶屋、家大工、船大工各一戸がある。本戸には給人はもとより足輕など士族の身分をもつた者はいなかつた。藩政の頃は村の下知役は給人でなければ持てなかつたので、緒方は他村の下知役の支配下にあつた。大山の大山氏、山川氏また大塚氏等の中野氏などが緒方の下知役

であつたといふ。なお村の東方、寺の隣にハリオトウといふ字がある。ここには平田氏の墓があるが、大きな木の木の下の田原藤太の墓と云える墓石があつた。もとより後世に建てた記念碑もしくは供養塔であるが、郷の洲原の給人であつた田原氏が毎年七月十七日にこの墓に詣る。村の平田氏の本家筋に当る家が今もこの墓を管理してゐて、田原氏と平田氏とは主従のような關係にあるといふから、緒方とこの田原氏とは曾つて支配關係があつたのではあるまいか。

伝えによると緒方ははじめ百姓六戸の知行であつた。松島・堀江・新藤・阿比留・平田・田口がこれである。その後ワカサレが出て土地を分け替へ、次第に増加して二一戸になつた。それ以來戸数を制限したといふが、時期は不明である。現在松島氏一〇戸、堀江氏一戸、近藤氏二戸、平田氏三戸、田口氏五戸である。阿比留氏は絶えたが、この家の株は松島氏の一軒が買つて立ててゐる。株を買得して百姓になつた者は名跡を継ぐことになつていたらしいが、生家の氏をその後も承する場合もあつたのである。ただし株についた慣例には従わねばならなかつた。例えば伊勢講の祖などは生家と買つた株の家と異なる場合は株の方が尊重される。

もとは百姓は七ヶレの畑と、山林・磯の權利とが組合された得分を持つてゐた。二一戸は平等に財産権を分割したのである。一戸に畑七ヶ所づつ与えられ、百姓を認める者はこれらの土地を返上したが、明治以後は自由に処分出来るようになった。現在では百姓とは

名子や寄留に対して村の完全な権利をもつ家筋のことで株になつてゐるが、所有地は必ずしも均等ではなくなつた。売買によつて差を生じてゐる。七ヶレの百姓株といふが、一ヶレの面積には大小があつて不定である。場所によつて異つた。たゞ字ハリノヒテの畑地は二一に区分されて、今も百姓株が一ヶレづつ所有してゐる。七ヶレの合計面積も記憶されていない。山林は百姓戸毎に分割した地と、部落共有地とがある。名子はすべて百姓の分家であるが、この家筋は山の共有権はもてなかつた。名子は磯のメフノリの権利は与えられてゐる。メフノリはワカメとフノリとである。寄留には漁獲権のみが認められた。

村を区画する組分けの規準はいくつかあつた。村の祭に神主さんを接待する場合は上一〇戸と下十一戸とに分けた。これを小路ワケといひ、お供物も組単位でした。六月と十一月と両度の祭に上下兩組が交替して勤める。伊勢講には大組十四戸内二戸名子・小組一〇戸内一戸名子がある。同じ氏が必ずしも同組ではない。但し近年の名子分家は本家と同組になつてゐる。また与良郷三十三大区といつた時分恐らく明治一〇年頃には泉州佐野から伝わつた佐野綱を村持で二統入れたことがある。これは婿を曳く綱である。村をサキ組とウラン組とに分けて、組ごとに網方一人を賦いた。これは家筋によつて組み、名子は本家の組に入つた。佐野綱は賭れたが、益の施餓鬼をする時はこの網組が交替で賭の番に當つた。

村の共有財産の配分には男女とも十三才から当つた。十三才以上の者をアマタとよぶ。男十三才は八合、十四才で九合、十五才になると一升すなわち一人前となる。女は十三才が七合であるから、十六才で一人前になる。一人前の男女をホンマユといひ、村の共同仕事を勤める義務を負う。また男女とも六〇才以上はサンキユウとよばれる。男のサンキユウは共同仕事に参加しなくとも配分があるが、女のサンキユウは足腰が立つ者は出なければ分前を貰えなかつた。これは主として炭の利用についていわれる。

フノリとワカメとは瀬場すなわち採集地がきまつていた。黒島・折瀬および中嶽の嶽から紺背嶽の鼻までの三ヶ所が、緒方と隣村久須保・犬吠の三ヶ所の持場になつてゐる。以前は黒島と折瀬とは緒方と久須保とが一年交替で利用し、中嶽と紺背との間は犬吠にきまつていた。フノリの切取は三月に入つて日をきめる。年によつて前後する。それより四月八日までには瀬場の権利があり、村ごとにその年の瀬場へ出てフノリを切込む。期間が過ぎると三ヶ村の入会となつて、どの瀬場へどの村から出てよかつた。フノリは村が仲間になつて採り、取扱はチキリで分け取つた。三月のワソリ採りに船は新しい手拭・袖無・赤い襟・脚絆をつけ、息子は新しい手拭で鉢巻して出た。村中を上中下と三組に分け、三隻の舟に分乗して行つた。この時は御隠走を用意して出たものである。

ワカメの口明は三月になつて十六日までのうちに三日間、日和をみてきめた。これも三

日の間は村々の瀬場の権利があり、過ぎれば三ヶ村の総入会となる。ワカメは家ごとと力稼ぎする。採つただけ自分のものになつた。村中仲間て採ることもある。乾して売り、代金を採分によつて分配した。アマノリは口明がきまつていない。久須保と緒方との稼ぎ採りにし、出た奴族の力採りに委せた。ヒシヤについては黒島の瀬場は隣居瀬村に権利があつたので、緒方からは入れなかつた。折瀬から紺背まで久須保・犬吠と緒方と三ヶ村の共同権利で自由に採つた。これも家ごとと力どりである。

寄り集は緒方の村で浦々の持場をきめる。正月二日の村の初寄の席で瀬場の譲のタヂをひき、当つた浦を一ヶ年間の採集地とする。瀬場は五ヶ所あり、モトは六人の場、タチモは四人、アスノス二人、ウゼ五人、オウラ四人となつていて、百姓株二人で利用した。ヨリモの口明は三月に入つてからシケのあとで藻の寄りを見計し、区長が触れて出た。その後は北風が吹いた翌日にそれぞれ持場へ採りに入つた。

ナマコ(タワラコ)の口明は二月二日、この日から三ヶ村の入会である。十二月十五日までは餅で突いて捕つた。たゞし村々の納戸海には他村の入漁を禁じている。正月十七日の祭の三番頭、四番頭をタワラゴヒキと称した。祭の朝この二人は袴をもつてナマコを曳きに行き、トウガンラの家で餅が出た席上、ナマコの状況を報告する。一区を一徳と数え、どこは何徳と逐次アソコごとと告げる。一同はこれを聞いて口明の時の場所遊びの参考にする。

山の共有財産については、共有山から薪を伐る時は二一戸が一組に行つた。また木材を商人に売る時も相談してきめ、代金は村の経費にあてた。推の突は誰が採つても制限はなかつたが、樺の突についてはまず村の共有地の分から採りはじめ、ついで二一戸がそれぞれ自家の山で採る。この時は他家の山に入ることを禁じている。共有山のカタイシの突の口明は八月下旬にきめた。その日は百姓各戸から男女一名ずつが用意して宮の下に集り、揃つて山へ入つて一齊に採りはじめた。樺の突は一所に集めて二一に分け、毎分に分配した。村の寺の境内の樺の幹にノ木をあて、ここで油をしぼる。この油は女の髪油のみならず、揚げ物にも用いる。

協同労働の形態にはタヤタ・カタヨリ・テモライがある。公役はムラゲム(旗頭)から触れて出る。必要に応じて本戸のみの公役もあれば、名子・寄留も出させる場合もあつた。公役には道普請・杜寺の改修などがある。昨年(昭和二年)は村に電燈をひくために経費を稼ぐ必要から近くの万葉玉間の道路改修を緒方で請負つた。これも公役で名子寄留まで参加し、六月はじめから登前まで働いた。九月から電燈がついたばかりか、小学校分校も改築出来たが、その際玉子の道作りに出ぬ者は電燈をつけさせぬ約束を立て、本戸一軒と寄留一軒とは参加しなかつたので、今にランプを用いている。ただしこの所蔵は村仲間をヘネタこととは異つてゐる。親家のカタヨリ仕事はユイのことである。

間で加勢し、とて争ひあつた。カキヤリの仲間は家によつて大団圓定している。蒲植、五月に妻を刈つて叩く時などに行つた。今年は大儀の都合で蒲の漬付がおくれたので、ほとんどカタヨリで行つた。テモライも親類から来てもらうのが多かつた。材木を出す時や家を建て、地持ちとする時などに頼む。来てもらうと昼と夕とは食事を出した。また村に急病人が出来て医者を迎える時、病人を運び出す時などは、村中の誰彼が便宜に出て船を漕いでやつた。これもいわばカタヨリのようなものであつた。

前後したが村には井戸が一つある。この水は夏も涸れず、清澄である。六七月のころに年一度の井戸替をする。正月の若水汲みはもとより年中の飲料にした。村の公用で区長が伝達する場合に道に立つて大声で叫ぶ習慣がある。オラフ場所は七所きまつていて、順次廻つて行く。村の都合の合図にはホラ貝を吹いた。また神社や寺のことに關しての都合の知らせは寺の鐘をつく。寺は一ヶ寺現在には無住。事あれば大僧越の和尚を招く。

年中行事は神社の祭、寺の施餓鬼をはじめ伊勢織、盆踊などは村中が集つて行い、その他は正月の年木立て、門松立てから以下各戸が同日に同じ行為をし、同じ食物を用意する。これは一般に見られる形態であるが、六月一日に厄祝をする時は村中の老幼を招いて御馳走する。厄祝する者が何人もあると、村人は順に廻つて祝う。厄年は男十九才、二五才、

女十九才と三才である。四才も六才も厄年ではないから年換はしない。妻の甘酒に小豆飯、餅も出た。今はこの振舞が中止された。また十一月十五日に男十九才は元服、女十七才はガネアケの誓をした。これも厄祝と同様に村中へ「オオオオオオオオオオ」と挨拶して、米・粟・蕎麥の餅三片づつ一人一人に配つた。これも今は益人の祝のみとなつてゐる。益の十五日の夜にホトケサマオクリがあり、新仏の歌へは村中が門燈灯をつけて殊香をたきに行つた。親類他人の別もなく男女老若にかかわらず、皆行つた。その後村中の者が浜へ下りて、新仏の小さな船にのせて送つたのである。

これに対して婚婦が立立して縁が空の家に入つても村中へ披露はしない。親類を招んで酒宴することはある。また葬式の晩にヘンレイといつて農家の親類が必ず二人連れで町内七軒（近所の意）の戸に立つて挨拶してまわるが、これは村中全体には行かない。

村の共同生活もしくは協同行為は、それでも本土の村々にくらべるとなお強い制約の下に示されることがある。例えは御奇燈と中岳との間の谷の川内といひ、この奥に畑がある。七ヶの畑のうらであるが、村に土産がある、それから七日の間は村人は一人でもこの谷へ入ることが許されず。産のアラビがかかつたので、入ると祭りがあつたと考へてゐる。死人が出た時と同じく七日の立入禁止がある。それで道が近いが急病人が危くなると村人は急の出守畑の仕事を捨てておいても川内内の畑仕事にたがはつた。忙しい時

には雨が降つても休まなかつた。私たちが村を訪れた七月中旬より少し以前に死者があり、その前に数日間村中が騒つてこの谷の畑へ行つたので、島根県出身の小学校分校の教員は不思議な思ひをしたと語つたが、事情は右の如くであつた。また葬式がある、村祈禱をした。寺へは村から米一升を集めて上げ、和尚に経を願んでもらう。

次のような場合も注意される。村の用事で殿原の町かまたは遠方へ出かける者があると、村人はその期間に寺へ集つて遊ぶ。自分の仕事をしはけないのである。もしも区長が殿原へ公用で行けば五百円の旅費日当を出すべきである。これを州せば誰でも自由に勤いてもよい。ただし五百円出さず、バス代往復費九十円のみを与えた時は、村人二〇戸は寺に上つて感謝することになる。船越の村役場へ公用の便を出しても寺へ集つて遊ばねばならぬといふ。これらは経済的な理由づけする者もあつたが、更に古風な心理から出たと解すべきではなからうか。十二月十一日のススキの日に若い衆の家の特除をするが、年とつた者は皆寺へ行つて居籠るといふのも同じ心持と思はれる。

区長の権威は強く保たれている。百姓株の者が選ばれるのであるが、今の区長は駅前から重任しつづけていて、その権限がなければ村中は勝手なことは出来ないらしい。と云うのは、私たちが村を訪れたのは祭りの日の午後で、祭事は終つたが、夜は旅の浪花節舞りが来て口演する予定になつてゐた。区長の名ですでに村中にオランで知らされたのである。

村に入ると、夏に区長を兼ねて調査の準備を始める。協力をお願いしたが完全に無視された。夕方から村中が寺へ集つて年に一度の集しむる会にしたからである。翌日もまた区長は集いの指示を出し、遠征隊の準備を命じた。私たちの来村が村に祭の楽しさを告知したわけである。誰も立話をするが「区長の許可がない」とためちつくり話をするのを避けていた。この時の区長の心中は今もつて判断に苦しむが、村の有志の解明は「あなた方に協力しても区長は一文の利益にもならないからだ」といふ三日目になつて分岐の発生がたまりかねて区長を責め、漸く数人の百姓と夜を徹して語り明し、闘争を伴ふことが出来たのである。それもはじめに舟を上つた時、第一に区長の家を訪れた私たちの手紙が「合流」として村政議員らに認められたからである。

なお年中行事の具体的な叙述、集いの村雑思、若者の組織などにも及びたいが、紙数の關係で割愛する。先年出版された「対馬の自然と文化」のうち「曙層海及び周辺地域の村落組織」(代表著者中野直氏)などを参照していただけると幸いである。私たちが小生と北尾俊夫君と二人の民権家で、昭和二六年第二回の考史学会調査に参加した時のノートによつて述べた。

会員アンケート (追加)

○ 岡田博通 (研究テーマ) 農村構造 (調査実施) 宝塚市総合調査 (調査資料) 農村社会構造の分析。岡田学院社会学部、水利組合と関係。論文発表所、自然村の運動とその発展。岡田学院社会学部

新入会員紹介

赤田博通 岡田学院社会学部 大阪府箕面市 古袋ヶ丘一四六
高木善雄 大阪府六条高等学校 大阪府高木町 区北河本町九二四番地
菅野政治 京都大学農学部 京都市西京区 白鳥三光町四十五

年報「農村差別人口の存在形態」の発行

かねて予告いたして取りました年報IVの発行はその準備の都合により一時的に遅れが有りましたが、次第に印刷が完了されることになりました。本誌には次の諸君の協力をより會員協会の発展を期したいと思います

- 一、農村差別人口形成の現状と類型 西村甲一
 - 二、農村差別人口の存在形態 小池基之
 - 三、農村差別人口の発生機制 中島龍太郎
 - 四、農村差別人口の家族構造 並木正吉
 - 五、農村差別人口の家族構造 原宏
- 昭和二十一年三月

告知版

渡辺久雄 (地理学) 塚本哲人 (社会学)
島田隆 (経済学) 千葉正士 (法律学)
大石慎三郎 (歴史学)
〇 二二〇頁
〇 定価二二〇円 会員定価二〇〇円予定
〇 十一月初旬発行予定

一、大会報告要旨と新名簿の配布
大会に参加出来ない会員の方々も多いので本年は報告要旨を印刷して全会員にお届けしたいと思っております。これは出来れば大会前に到着するよう送りたいと思います。尚同封の新名簿に訂正箇所があればその都度事務局までご連絡下さい。

二、三三年度会費納入についてのお願ひ。
大会に参加できない方で本年度会費未納の会員の方々には事務局宛現金又は為替で御納入下さい。なお三三年度以前の未納分についても一年分(三〇〇円)お納め下されば取りあえず三三年度分金として計上し、無償の手続きを取ることと致しますので御協力下さい。尚本会への御送金に振替の使用は中止しておりますので、直接事務局宛お送り下さい。

三、「アメリカン・ルーラル・ソシオロジー」

の勝説について。

かつて三年ほど日本に滞在したことのある
米農村社会学者モンドストローム氏を通じて
アメリカ農村社会学会の機関誌編輯局より次
の申入れがありました。すなわち一九五八年
一月一日までに到着の同誌新編時評予約者は
昭和年間七、五ドルを向う二年間に限り五ド
ルに割引く。替代は後私がで難支えない。
なお村落社会学研究会の会員が初回かまどあて
御申込み下されば、もつと割引いてもよいの
で相談して下さいませ。折り返しは詳しくは
東京教育大学社会学研究会事務局長氏に御照
会下さい。

なお本年度六二でも読図いたします。

